

自家用電気工作物等保安管理業務 仕様書

この契約に定める電気工作物（以下「委託電気工作物」という。）の保安管理業務は、下記のとおり。

1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委託業務の内容

- (1) 委託電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは必要な指示及び助言を行うこと。
- (2) 電気事故その他委託電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは東京電力株式会社等より通知（電話による連絡を含む。）を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等の指示を行うこと。また、事故・故障の状況により臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するとともに、必要に応じて電気事業法（昭和39年7月法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。なお、通知を受けてから2時間以内で委託電気工作物の設置されている事業場所へ到達できる体制を確保するものとする。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (4) 委託電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。なお、受注者は、本契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規定変更届出書を作成し、経済産業省関東東北産業保安監督部長に提出するものとする。これにかかる費用は、保安管理業務委託に含むものとする。ただし、受注者が、前年度と同一の者である場合には、この申請、届出は必要ないものとする。
- (5) 委託電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告する。
- (6) (5)の委託電気工作物の設置または変更の工事の期間中において、経

済産業省令で定める基準への適合状況を確認するため、毎週1回の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。ただし、下記アからウのいずれかに該当する委託電気工作物については、発注者は受注者の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、受注者はその記録を確認するものとする。また、これに関し、発注者の求めに応じ受注者は助言を行う。

ア 設備の特殊性のため専門の知識及び技術を有する者でなければ、点検を行うことが困難な次の(ア)～(オ)いずれかに該当する委託電気工作物

(ア) 建築基準法（昭和25年5月法律第201号）の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法（昭和23年7月法律第186号）の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備又は特殊消防用設備

(ロ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(ハ) 機器の精度等の観点から、専門の知識及び技術を有する調整を有する者による調整を要する機械

(ニ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機械

イ 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場所に設置される委託電気工作物

(ア) 立入に危険を伴う場所

(イ) 情報管理のため立入が制限される場所

(ロ) 衛生管理のため立入が制限される場所

(ハ) 機密管理のため立入が制限される場所

(ニ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

ウ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 点検の頻度

(1) 点検の頻度は原則下記のとおりとし、実施の日程等は、発注者受注者協議の上決定するものとする。なお、点検内容は別紙1「自家用電気工作物点検内容」及び別紙2「一般電気工作物点検内容」による。

ア 委託自家用電気工作物及び非常用予備発電装置

(ア) 月次点検 隔月1回以上

- (イ) 年次点検 毎年1回以上
- (ロ) 精密点検 3年1回以上
- (ハ) 臨時点検 必要のつど

イ 委託一般電気工作物及び非常用予備発電装置

- (ア) 月次点検 隔月1回以上
- (イ) 年次点検 毎年1回以上
- (ロ) 精密点検 3年1回以上
- (ハ) 臨時点検 必要のつど

※ 年次点検には月次点検を含むものとする。

- (2) 上記の点検のほか、受注者は発注者の行う日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には点検を行う。

4 連絡責任者等

- (1) 発注者は、委託電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、受注者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名及び連絡方法等を受注者に通知する。また、発注者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名及び連絡方法等を受注者に通知するものとする。なお、当該内容に変更があった場合においても同様とする。
- (2) 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせる。

5 発注者及び受注者の協力及び義務

- (1) 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が指示、報告、助言した事項及び発注者と受注者とが協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとる。
- (2) 受注者は、保安管理業務を誠実に行う。

6 保安業務担当者の資格等

- (1) 委託電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）に適合する者をあてるものとし、事業場所ごとの保安業務担当者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、事業場所への連絡方法等とともに書面により発注者に通知すること。

発注者は、受注者が保安管理業務を行う際に面接等を行い、上記通知及び身分証明書等により、保安業務担当者本人であるかを確認するものとする。また、点検業務時において、保安業務担当者は身分証明

書等を常時携行し、発注者の求めに応じ提示すること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- (2) 保安業務担当者は、病気等やむをえない場合に限り、他の保安業務担当者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。ただし、この場合、本契約約款の規定に基づき、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。また、それ以外の資格等については前記（１）と同様とする。

7 点検報告書等の作成及び提出

受注者が実施した保安管理業務の点検報告書等については、委託事業場所の連絡責任者に確認を受けた後、連絡責任者及び発注者に提出すること。この点検報告書等は、発注者と受注者が双方において3年間保存する。

8 絶縁監視装置

受注者は、保安管理業務を行うにあたり、低圧電路の絶縁状態を常時監視するための絶縁監視装置を設置するもとし、監視装置から警報を受けた場合には、該当する事業所の連絡責任者に連絡するとともに、必要に応じ保安業務担当者を派遣して点検を行うなど適切に対処すること。（設備容量100kVA以下の委託工作物を除く。）なお、絶縁監視装置の維持・管理については下記のとおり。

- (1) 委託電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「機器」という。）は、発注者受注者協議の上、受注者が設置し所有する。
- (2) 発注者は、絶縁監視装置及び機器を設置する場合、場所の提供、電灯配線など既存の施設並びに電話回線の利用について便宜を供する。
- (3) 絶縁監視装置及び機器の設置工事に関する費用は、原則として受注者が負担するものとする。
- (4) 絶縁監視装置及び機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担する。
- (5) 発注者は、絶縁監視装置及び機器を無断で移設、取り外し、修理等を行わない。
- (6) 委託契約が終了した場合及び委託電気工作物の変更により、設備条件を満たさなくなった場合には、発注者受注者協議の上、受注者は、絶縁監視装置及び機器を撤去する。

9 ポリ塩化ビフェニル

年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認する。

1 0 委託事業場所

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 消防本部及び佐倉消防署 | 佐倉市大蛇町 2 8 1 |
| (2) 佐倉消防署神門出張所 | 佐倉市神門 6 4 2-4 |
| (3) 佐倉消防署臼井出張所 | 佐倉市染井野 3-1-5 |
| (4) 佐倉消防署角来出張所 | 佐倉市角来 1 7 3 0 |
| (5) 志津消防署 | 佐倉市ユーカリが丘 1-1-2 8 |
| (6) 志津消防署志津南出張所 | 佐倉市中志津 3-3 5-1 |
| (7) 八街消防署 | 八街市八街ほ 5 8 4-2 |
| (8) 八街消防署八街南部出張所 | 八街市上砂 4 8-2 0 |
| (9) 酒々井消防署 | 酒々井町上岩橋 1 1 6 8-1 |

1 1 委託電気工作物

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 消防本部及び佐倉消防署 | |
| ア 受電設備 | 9 0 0 KVA
6 . 6 KV |
| イ 予備発電設備 | 3 0 0 KVA
0 . 2 KV |
| (2) 佐倉消防署神門出張所 | |
| ア 受電設備 | 7 0 KVA
0 . 2 KV |
| イ 予備発電設備 | 1 5 KVA
0 . 2 KV |
| (3) 佐倉消防署臼井出張所 | |
| ア 受電設備 | 7 5 KVA
0 . 2 KV |
| イ 予備発電設備 | 2 0 KVA
0 . 2 KV |

- (4) 佐倉消防署角来出張所
- ア 受電設備 80 KVA
0.2 KV
 - イ 予備発電設備 15 KVA
0.2 KV
- (5) 志津消防署
- ア 受電設備 13 KVA
0.2 KV
 - イ 予備発電設備 10 KVA
0.2 KV
- (6) 志津消防署志津南出張所
- ア 受電設備 48 KVA
0.2 KV
 - イ 予備発電設備 10 KVA
0.2 KV
- (7) 八街消防署
- ア 受電設備 40 KVA
0.2 KV
 - イ 予備発電設備 10 KVA
0.2 KV
- (8) 八街消防署八街南部出張所
- ア 受電設備 67 KVA
0.2 KV
 - イ 予備発電設備 27 KVA
0.2 KV
- (9) 酒々井消防署
- ア 受電設備 19 KVA
0.2 KV
 - イ 予備発電設備 10 KVA
0.2 KV

1.2 その他

- (1) 契約の履行にあたっては、下記の法令等に基づいて適正に業務を履行するものとする。
- ア 電気事業法
 - イ 大気汚染防止法

ウ 消防法

エ 労働安全衛生法

- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議してこれを定める。

自家用電気工作物点検内容

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	精密点検
引 込 設 備	区分開閉器、 引込線、 支持物 及びケーブル	外観点検	○	○	
		自己診断機能ガス圧低下警報作動	○	○	
		絶縁抵抗測（SOG制御回路含む）		○	※1
		接地抵抗測定		○	※1
		区分開閉器動作試験		○	※1
		保護継電器動作試験		○	※1
		その他 精密点検			○
受 配 電 変 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	
		刃部、電線接続部の過熱測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		本体、ヒューズ電線接続の過熱測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検			○
		保護継電器連動試験		○	
		絶縁油の点検・試験（OCBのとき）			○
	その他精密点検			○	
	高圧カットアウト	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検		○	
保護継電器	外観点検	○	○		
	動作点検		○		
	保護継電器 動作特性試験		○		
	その他精密点検			○	
電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
	過熱測定	○			
	絶縁抵抗測定		○		
母線	外観点検	○	○		
	過熱測定	○			
	絶縁抵抗測定		○		
計器用変成器	外観点検	○	○		
	過熱測定	○			
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	過熱測定	○			
	特性診断			○	
変圧器	外観点検	○	○		
	電圧及び2次電流測定	○			
	温度測定（本体）	○			

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	精密点検
受 配 電 ・ 変 電 設 備	変圧器	過熱測定（1次2次接続部）	○		
		B種接地線漏洩電流測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油の点検・試験			○
		内部点検			○
	コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○	
		過熱測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
	受電盤及び配電盤	外観点検	○	○	
		過熱測定	○		
絶縁抵抗測定			○		
受電室建物及びキュービクル式受変電設備の外箱	外観点検	○	○		
	接地線及び接地装置	○	○		
負 荷 設 備	配線、配線具、低圧機器等	外観点検		○	
		漏洩電流測定		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機、発電機、始動装置等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		遮断器等連動試験		○	
		自動始動及び停止試験	○	○	
		運転中の発電電圧及び周波数（回転数）の異常の有無	○	○	
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	
		蓄電池電圧測定	○	○	
		セルの電圧測定		○	
		電解液の比重及び温度測定		○	

(注) 1 「外観点検」は、目視により点検する。

2 ※1を付した項目は、停電範囲により実施（連絡責任者に確認してから実施）

3 「漏洩電流測定」は、高圧受配電設備の変圧器のB種接地工事の接地線で測定

4 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることができる。

5 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰返し受信した場合をいう。）警報発生の原因を調査し、適切な処置をすること。また、その記録を3年間保存すること。

6 精密点検は、年次点検の結果、さらに詳細・細部の点検測定を要すると認められた場合、若しくは経年・メーカー推奨間隔を勘案して実施する。

一般電気工作物点検内容

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月次点検	年次点検	臨時点検
	引込口配線	外観点検	○	○	必 要 の つ ど
需 要 設 備	接地線	外観点検	○	○	
		電動機	外観点検	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※2	
	照明装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※2	
	配線 配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
		漏電遮断器動作試験		○	
	その他の器具類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
接地抵抗測定			○※2		
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※2	
	遮断機、開閉器 配電盤制御装置等	外観点検	○	○	
		保護継電器動作試験		○	
		制御装置試験		○	
蓄 電 池 設 備	本体	外観点検	○	○	
		液量点検	○※3	○	
		電圧・比重測定		○	
		液温測定		○	
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※2	
電 気 使 用 場 所	電動機器 電熱装置 電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	
	照明装置 配線、配線機器	接地抵抗測定		○※2	
		その他の機器			
	接地装置				

- (注) 1 「外観点検」は、目視により点検する。
 2 ※1を付した項目は、停電範囲により実施（連絡責任者に確認してから実施）
 3 ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することができる。
 4 ※3を付した項目は、発注者による月1回程度の液量点検を行う。
 5 精密点検は、年次点検の結果、さらに詳細・細部の点検測定を要すると認められた場合、若しくは経年・メーカー推奨間隔を勘案して実施する。